

添付書類省略申出書

年 月 日

島根県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

このたびの破砕業の新規（更新・事業範囲の変更）許可申請に伴う以下の書類は、同時に申請しています解体（破砕）業の新規（更新・事業範囲の変更）許可申請と同じであるため省略します。

記

(法人の場合)

- 1 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 2 申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 法第61条第1項第3号に規定する役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 4 令第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 5 申請者が法第62条第1項第2号トに規定する未成年者である場合には、
(法定代理人が個人である場合)
法定代理人の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(法定代理人が法人である場合)
定款又は寄付行為及び登記事項証明書、役員住民票の写し並びに役員が法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 6 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

(個人の場合)

- 1 住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 2 申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 令第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 4 申請者が法第62条第1項第2号トに規定する未成年者である場合には、
(法定代理人が個人である場合)
法定代理人の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
(法定代理人が法人である場合)
登記事項証明書、役員住民票の写し及び役員が法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

※ 同日付け申請であることにより適用できる。